

鯖江市立待小学校 いじめ防止基本方針

平成26年	4月	1日	策定
令和2年	3月		改定
令和5年	5月		改定
令和6年	4月		改定
令和7年	4月		改定

はじめに

「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである」という認識のもと、改めていじめ問題を直視し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応していくために「いじめを許さない学校づくり」を早急に確立していかなければならないと考える。

そこで、本校では、いじめ防止対策推進法及び、福井県いじめ防止基本方針を受け、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために「鯖江市立待小学校 いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- ①いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものというスタンスで考える。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許されないという姿勢は崩さない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくくなっていることに心がけて、児童への気配りを怠らない。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方には陥らないように注意する。
- ⑤いじめはその行動の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することを意識して対応する。
- ⑥いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であることを、絶えず確認しながら対応する。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっているので、家庭との連携を密にする。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題なので、PTA・市教委・警察等と連携を取って対応する。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1) 思いやりや助け合いの心をもって行動できる子どもを育てる教育

○互いに認め合える学級づくりの推進

芸術やスポーツ等を含めて児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、児童の自己肯定感を育てる。心が通じるあたたかい言葉を奨励することで、自分を大切にし、児童同士が互いの良いところを認め合う人間力を高める。

○人権教育の推進

人権教育担当者を中心に組織的な指導を推進し、全教職員が、同和問題をはじめとする様々な人権問題や人権教育のあり方等についての研修を推し進め、共通理解を図る。

○社会性を育成する体験活動の推進

校外学習や集団宿泊体験、異世代交流、ボランティア活動等を通して、児童が人と触れ合い、人間関係を作る場を意図的、計画的、系統的に設定する。

○道徳教育の充実

発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てる。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止等のための取組みに係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組みの改善に努める。

○評価項目

【教職員】

・児童の変化に気を配り、いじめの早期発見や不登校の未然防止に努めている。

【児童】

・何かあった時、だれか（家の人、先生、友達など）に相談できている。

【保護者】

・学校は、児童に関する悩みや相談を気軽に相談できる雰囲気がある。

(3) いじめの未然防止

○ユニバーサルデザインの授業の視点に立った「わかる授業」づくり

特に、対話や話し合いを重視して、1往復半の学習活動をこころがける。また、授業の焦点化・視覚化・共有化を図る。さらに、習得と活用 of 充実によって説明する力を育成し、考えを伝え合い、話し合う授業をめざす。

○教師と児童、保護者との信頼関係づくり

授業では発言やつぶやきに対し、自己肯定感を高めるような言葉かけをし、休み時間では積極的に児童に声をかけ、温かい人間関係の形成に努める。学年通信や学級通信での情報発信や、連絡帳での情報交換を通して、保護者との信頼関係づくりに努める。

○いじめを許さない学校・学級づくり

縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「居場所づくり」や、児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進める。

福井県版ポジティブ教育プログラム（ソーシャルスキル教育、レジリエンス教育、ピアサポート活動等）の実践を年間通して行い、「幸福を自ら創り出していく力」を学校教育において育てることで、児童の自己有用感や学級への適応感を高め、いじめや不登校等を未然にふせぐ。

○インターネットや通信機器の使用に関する指導

「立待っ子スマートルール」を定期的に配布し、「わが家ルール」づくりとふりかえりを継続的に行うことで、家庭で未然防止の観点からインターネットの正しい利用についての呼びかけや意識づけを行い、児童や保護者の意識を高める機会を設ける。

外部の関係機関と連携し、発達段階に応じた情報モラル教育を行うことで、オンラインゲームやSNSから起こりうるいじめの未然防止に努める。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求める。

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努める。また、毎月の職員会議では、「気がかりな児童」についての報告を各学年・学級から行い、職員間での意見交換や共通理解を図る。大休みや昼休みには、看護当番が校内巡視を行い、気になることは小さなことでも学級担任等に報告し、必要に応じて全職員で対処する。

○アンケートの実施

毎月定期的にいじめの実態調査（心と体のアンケート）を行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の問題の早期発見に努める。実態調査は、1年間保管しいつでも把握や経過を見ることができるようしておく。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取り、スクールカウンセラーと連携して、適切な助言をしてサポートする。また、ソーシャルスキルトレーニングによって、好ましい人間関係の構築を図る。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日頃から保護者との情報交換を密にするとともに、地域住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努める。

(5) いじめの事案対応

○「いじめ対応サポート班」や「いじめ対策委員会」による対応

特定の教職員で抱え込むことなく速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による対応策の立案、対応により被害児童を守る。

毎週金曜日放課後には全職員での「いじめ対策委員会」を実施し、速やかな情報の共有に努め、教職員全員で対応していく。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けた、あるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認したうえで、スクールカウンセラー等と連携して適切な指導を行う。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じる。

○インターネットを介したいじめの対応

ネットを介したいじめに関しては、いじめに関わる画像やデータ等の情報を確認したうえで対応する。スマートフォンやタブレットの契約者は、いじめの解消のため速やかに情報を提供する。

(6) いじめの解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とするものではない。いじめが「解消している」状態とは、以下の2つの要件が満たされていることである。

①いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が、相当の期間（少なくとも3か月を目安とする）を継続していることを確認する。いじめの行為の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定する。また、相当の期間が経過するまでは、複数の教職員が関係の児童の様子を含め、いじめの状況を見守り、期間が経過した段階で判断を行う。

②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることについて、いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。なお、解消していると判断した後も、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえて、関係児童の人間関係等について、日常的に注意深く見守る。

(7) いじめによる重大事態への対応

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対応を行う。

- ・重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告する。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員

会への調査結果の報告を速やかに行う。

- ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、毎週一回開催する。

【構成員】 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭、
スクールカウンセラー等

【活 動】・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成

- ・いじめを許さない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・学校におけるいじめ問題への取り組みの点検
- ・速やかな情報の共有と、「いじめ対応サポート班」の立ち上げの指示

(2) いじめ対応サポート班

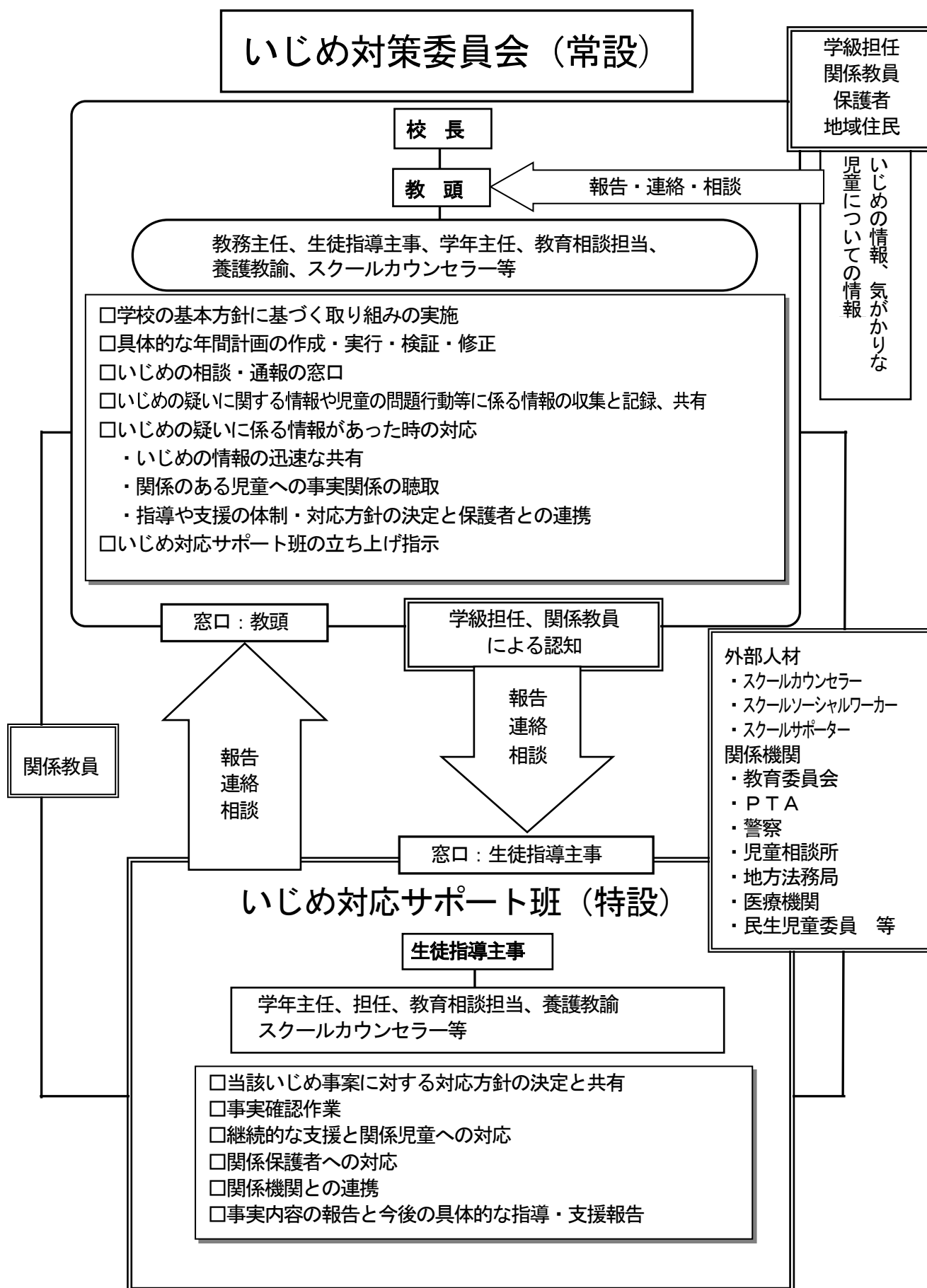
いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取り組みを行います。

【構成員】 生徒指導主事、学年主任、学級担任、養護教諭、教育相談担当、
スクールカウンセラー等

【活 動】・当該いじめ事案に対する対応方針の決定 ・個別面談による情報収集

- ・継続的な支援 ・保護者や地域との連携
- ・外部人材や関係機関との連携（P 5（3）組織図参照）

(3) 組織図



5 いじめ対策の年間行動計画
〔4～6月〕

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4 月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ 職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識点検 ↓ PTA総会 ・基本方針の公表 ・教員の意識点検	・学級開き ・学級目標づくり 【学活】					
	いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応	なかよしグループ班活動スタート ・絆づくり ・リーダーの存在感 ・自主的な活動					
	看護当番 ・校内巡視	あいさつボランティア（通年）					
	いじめ対策委員会 ・定期的な状況把握	仲良くなろう会 ・2年生としての自己有用感					
	いじめ対策委員会 ・定期的な状況把握	アンケート調査 → 報告 参考資料・報告様式					
	いじめ対策委員会 ・定期的な状況把握	職員会議で気がかりな児童の報告					
5 月	いじめ対策委員会 ・定期的な状況把握	SST「友だちのことを知ろう」 【学活】					
	家庭訪問 ・保護者との情報交換 ・クラスや地域の子どもの状況も把握	体育大会 ・リーダーとしての自己有用感 ・自主的な計画 ・コミュニケーション能力の育成					
	校内研修 ・授業改善	アンケート調査 → 報告 参考資料・報告様式					
	いじめ対策委員会 ・定期的な状況把握	職員会議で気がかりな児童の報告					
	いじめ対策委員会 ・定期的な状況把握						
	いじめ対策委員会 ・定期的な状況把握						

[illegible]

〔7～9月〕

教員の動き等		児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	保護者懇談会 ・情報や意見の収集	SST「よいところさがし」 【学活】					
		なかよし集会【児童会】					
	いじめ対策委員会 ・定期的な状況把握	ひまわり教室 ・不審者対応 ・軽犯罪防止					
		情報モラル教育 ・インターネットやスマホの安心安全な利用に関する啓発					
		アンケート調査 → 報告 参考資料・報告様式					
	いじめ対策委員会 ・定期的な状況把握	職員会議で気がかりな児童の報告					
	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・夏季休業前指導	学習会（個別指導による学習の補充）					
	夏季休業巡回指導						

8 月	いじめ対策委員会 ・ 1学期のアンケート分析等をもとにした振り返り ・ 2学期に向けて ↓ 職員会議 ・ 重点事項の確認 いじめ対策委員会 ・ 定期的な状況把握 校内研修 ・ 授業改善 ・ 学級経営（いじめ等）	職員会議で気がかりな児童の報告
9 月	いじめ対策委員会 ・ 長期休業あけの児童の変容についての状況確認 いじめ対策委員会 ・ 定期的な状況把握 いじめ対策委員会 ・ 定期的な状況把握 いじめ対策委員会 ・ 定期的な状況把握	SST「相手の気持ちを考えよう」 【学活】 アンケート調査 → 報告 参考資料・報告様式 赤ちゃんだっこ体験 ・ 異年齢世代との交流 ・ 思いやりの心 修学旅行に向けての取り組み ・ グループ行動等の計画 ・ 相談活動 職員会議で気がかりな児童の報告

〔10～12月〕

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	SST「気持ちのよい話し方」 【学活】					
	いじめ対策委員会 ・定期的な状況把握	アンケート調査 → 報告 参考資料・報告様式					
	いじめ対策委員会 ・定期的な状況把握	校外学習 ・社会体験を通して、自分を見つめ直す ・協力、助け合い ・絆づくり					
	いじめ対策委員会 ・定期的な状況把握	町探検 ・絆づくり ・地域との交流					
11月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	アンケート調査 → 報告 参考資料・報告様式					
	いじめ対策委員会 ・定期的な状況把握	SST「感情を周りの人に伝えよう」 【学活】					
	市指導主事訪問日 ・授業研究	教育相談週間（アンケート等をもとに）					
	いじめ対策委員会 ・定期的な状況把握	ようこそ、おもちゃランドへ ・2年生としての自己有用感					
	人権教育・人権週間に関する校内研修会	特別支援学校との交流					
	いじめ対策委員会 ・定期的な状況把握	職員会議で気がかりな児童の報告					
12月	保護者懇談会 ・情報や意見の収集	SST「力を合わせて」 【学活】					
	いじめ対策委員会 ・定期的な状況把握	人権週間の取り組み 全校道徳等					
	第2回地域・学校協議会 ・学校状況の確認	アンケート調査 → 報告 参考資料・報告様式					
	いじめ対策委員会 ・2学期のアンケート分析等をもとにした振り返り ・3学期に向けて	なかよし集会【児童会】					
	職員会議 ・重点事項の確認	ひまわり教室 ・不審者対応 ・軽犯罪防止					
		年賀状交流 ・地域の一人暮らしお年寄りとの交流 ・思いやりの心					
		職員会議で気がかりな児童の報告					

〔1～3月〕

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	いじめ対策委員会 ・長期休業あけの児童の変容についての状況確認						中央中学校との交流 ・新たな絆づくり
	いじめ対策委員会 ・定期的な状況把握	アンケート調査 → 報告 参考資料・報告様式					
	いじめ対策委員会 ・定期的な状況把握	職員会議で気がかりな児童の報告					
2月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	新1年生を迎える会 ・異校種生との交流 ・自己有用感 ・新たな絆づくり				6年生を送る会の企画と運営 ・次年度のリーダーとしての自覚	
	第3回地域・学校協議会 ・学校状況の確認						
	いじめ対策委員会 ・定期的な状況把握						
	いじめ対策委員会 ・定期的な状況把握						
	いじめ対策委員会 ・定期的な状況把握						
3月							6年生を送る会、 ・感謝の心 ・縦割り班交流・次学年への自覚
	いじめ対策委員会 ・定期的な状況把握						校内奉仕作業 ・学校への感謝
	いじめ対策委員会 ・年度の振り返り ・新年度に向けて計画の見直し ↓ 職員会議 ・課題確認 ・計画確認						アンケート調査 → 報告 参考資料・報告様式
							職員会議で気がかりな児童の報告